

平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成29年2月23日 午後4時00分

2 出席委員 16名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員	9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員
11. 澁谷 誠幸 委員	12. 石井 君雄 委員	13. 小金谷正男 委員
14. 時田 将 委員	15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員
17. 山田 芳裕 委員		

3 欠席委員 0名

4 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 農用地利用集積計画について	1件
議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	7件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	8件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件
報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

6 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

8番大野幸一委員

9番鈴木吉夫委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第1班です。小金谷正男班長より総括的な報告をお願いいたします。

小金谷班長 議長

葛山 議長 13番、小金谷正男班長

小金谷班長 第1班の現地調査の報告をいたします。

平成29年2月17日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について3件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計6件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条及び第5条の4件について、審査会を実施しました。

第1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で第1班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は、非農家であり、農地の処分を図るもので、譲受人は農業経営の拡大を目的とした自己所有地に隣接している農地を贈与により取得するものです。

申請地は、畑3筆、合計面積2,808.90平方メートルの梨畑です。

営農計画は、梨の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.1ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は2名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長
葛山 議長 6番、濱田光一委員
濱田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。
現地は、畑3筆で、合計面積は2,808.90平方メートルの梨畑で、適切に耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を確認したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査、現地調査、審査会の結果、問題はないものと思われま
す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
垣岡 次長 議長
葛山 議長 垣岡次長
垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑3筆で、合計面積294.49平方メートルです。
転用計画は、使用貸借による専用住宅用地です。
申請理由は、譲受人は、現在、両親宅に同居していますが、結婚予定であることから、親である譲渡人から当該申請地を借り、専用住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま
す。
なお、譲渡人は市街化区域内に土地は所有していません。
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、建物の周囲を重量ブ

ロック 3 段積で囲み、雨水浸透柵にて浸透させ、オーバーフロー分を既設 U 字溝に放流し抑制します。また、通路部分については、隣接地の農業用通路と共用で使用し、境界線上に工作物を設置せず、砂利を敷いて使用します。

また、日照・通風については、平屋建てのため、特に影響はないものと考えております。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員 6 メートル以上の道路に隣接し、半径 500 メートル以内に鉄道の駅及び教育施設等が二つ以上あるので、第 3 種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明確約書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為申請書の写しにより申請済みであることを確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16 番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を報告いたします。

平成 29 年 2 月 17 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 3 筆、合計面積 294.49 平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地が若干造成されており、その土が隣地の畑に盛られていることから、撤去しない場合は速やかに軽微な農地改良の届出を提出すること、通路部分が砂利敷きとなっていたことから、施工後の状況を確認したところ、砂利敷きになるとの回答であったため、土地利用計画図等に標記がないことから、差し替えをすることを指導し、本日、差し替えられていることを確認しました。

また、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
 それでは、採決をいたします。
 審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

 申請地は、畑1筆、面積3,820平方メートルです。

 転用計画は、所有権移転によるゴルフ場拡張用地です。

 申請理由は、譲受人はゴルフ場を経営しておりますが、現在、ゴルフコース補修用の芝生を購入しているとのことで、今後は申請地にて芝生を育成し対応するためのゴルフ場拡張であるため、転用計画は適当であると思われま

 す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、農地との境界にブロック3段積を新設し、自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。

 農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地にある農地で、第1種農地に該当しますが、本申請は、農地法施行規則第35条第5号による既存施設の拡張に伴う不許可の例外事由に該当すると思われま

 す。資力については、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認していま

 す。本申請に関連する関係法令はありません。

 また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もありませんので問題はな

 いものと思われま

 す。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

秋山 委員 議長

葛山 議長 16番、秋山秀雄委員

秋山 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

 平成29年2月17日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積3,820平方メートルの梨畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、工事期間が6カ月と長いため理由を確認したところ、梨の伐採等に期間を要する旨の回答がありました。

次に、申請地が芝の育成、隣地が梨畑であるので、農薬散布時は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告書を提出するとともに地目変更を行うよう指導しました。

最後に、開発指導室より、今後ゴルフコース等に利用される場合は開発行為にあたる旨の意見があったことを周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号2は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑1筆、面積194平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による専用住宅用地です。

申請理由は、譲受人は、結婚を期に、親である譲渡人から贈与により土地を取得し、専用住宅を計画するものです。

また、譲渡人は、市街化区域に土地は所有しておらず、転用計画は適当であるものと思われまます。

周辺農地への被害防除につきましては、農地との境界にブロック1段積を設置するとともに、敷地内は雨水浸透柵により、雨水等の流出を抑制します。

農地区分は、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の一

団の農地にある農地で、第1種農地に該当しますが、本申請は、農地法施行規則第33条第4号による住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの不許可の例外事由に該当すると思われま。

資金につきましては、借入金で賄い、金融機関の借入手続のご案内により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めま。

濱田 委員

議長

葛山 議長

6番、濱田光一委員

濱田 委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を報告いたします。

平成29年2月17日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積194平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路は狭く、人通りが若干多いことにより、工事期間中等は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに地目変更をするよう指導しました。

最後に、道路河川整備課より、雨水浸透柵の設置に関する申告書を提出するよう依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号3は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といた

します。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成29年2月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積5,054平方メートルの農地を、賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

池ヶ谷委員 議長

葛山 議長 7番、池ヶ谷富士夫委員

池ヶ谷委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積5,054平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、3年間の賃借による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長
葛山 議長
垣岡 次長

議長

垣岡次長

議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号1でございます。

申請地は、畑6筆、合計面積4,978平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事
情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長
池ヶ谷委員
葛山 議長
池ヶ谷委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、池ヶ谷富士夫委員

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑6筆、合計面積4,978平方メートルの梨及び普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために
申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事
者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事
者であったことを証明することは、適当であると思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議の
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について7件、報告第2号農
地法第5条の規定による転用届出について8件の計15件を一括報告いたし
ます。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長 浅海副主幹
浅海副主幹 議案書の7ページから10ページまでをご覧ください。
報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について7件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について8件の計15件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。
葛山 議長 つづいて、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件を報告します。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。
浅海副主幹 議長
葛山 議長 浅海副主幹
浅海副主幹 議案書の11ページをご覧ください。
報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行しました。
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。
葛山 議長 つづいて、報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件を報告します。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。
浅海副主幹 議長
葛山 議長 浅海副主幹
浅海副主幹 議案書の12ページをご覧ください。
報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答しました。
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。
葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。
以上で、平成29年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後5時00分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年3月22日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 大 野 幸 一

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴 木 吉 夫